

H30 年度第2回島田市高齢者・障害者虐待防止及び障害者
差別解消ネットワーク会議

- 1 開催日時 平成31年2月5日(火) 午後3時00分から4時45分まで
2 開催場所 島田市保健福祉センター 3階 研修室
3 出席者 【委員】

| | |
|-----------------------|------------|
| ふるい後見事務所 | 古井 慶治 (会長) |
| 静岡県司法書士会 | 小寺 敬二 |
| 島田市民生委員・児童委員協議会 | 溝口 耕平 |
| 静岡県人権擁護委員 | 藤田 初美 |
| ケアマネットしまだ | 木戸 孝雅 |
| 特別養護老人ホームあすか | 遠藤 久哉 |
| 特別養護老人ホームかなや | 大石 綾 |
| 夢コープ | 石川 泉 |
| 高齢者あんしんセンター川根 | 島本 淑江 |
| 静岡県島田警察署 | 笠島 大之 |
| 島田公共職業安定所 | 白井 政利 |
| 静岡県中部健康福祉センター 福祉課長 | 原田 雅明 |
| 長寿介護課長 | 岡部 隆祥 |
| | 杉本 正晴 |

【事務局】

| | |
|-----------------|--------|
| 長寿介護課高齢者政策係長 | 中山 和彦 |
| 主任保健師 | 持塚 安代 |
| 福祉課障害者支援係長 | 田代 真司 |
| 福祉課障害者支援係長 | 太田 たまき |
| 高齢者あんしんセンター第一・北 | 村松 剛 |
| 高齢者あんしんセンター第二 | 鈴木 大生 |
| 高齢者あんしんセンター六合 | 大塚 大祐 |
| 高齢者あんしんセンター初倉 | 紅林 ひでみ |
| 高齢者あんしんセンター金谷 | 大石 江利子 |

4 会議要録

1) 開会

2) 報告・協議事項

① 平成 30 年度高齢者虐待対応状況について

・島田市の高齢者虐待通報・対応一覧 平成 30 年 7 月～平成 30 年 12 月受付

対応状況についての質問・感想

(A) 前回の会議の時に虐待と判定していたケースの経過の報告はありましたか。

(事務局) 今回は新規ケースなので報告はないです。虐待者の姉に参加してもらいケース会議を行い、姉にも介入してもらえるようにはなりました。

(B) 解決したのですか。

(事務局) 褥瘡は小さくなりましたが、完治はしていません。

(C) 終結しているケースの場合、その後、経過はみていないのでしょうか。

(事務局) ケアマネジャーがついているケースは、通常のケアマネジメントに移行するので、月に 1 回はケアマネジャーが入ります。

(D) それだけで問題はないのでしょうか。

(事務局) また何かあれば、報告があるので対応をしていきます。

報告がなければ問題ないと判断しています。

(会長) 終結後の対応ですが、権利擁護業務として虐待対応が終わっても、包括が対応するケースと、ケアマネジャーが対応するケースがある。ケアマネジャーは包括的継続的ケアマネジメント業務になる。つなぎの部分としてケアマネジャーの立場としてどうでしょうか。

(E) 自分が担当したケースですが、何かあれば包括に相談させてもらっている。

それで問題があったことはない。

包括とかの第 3 者が介入してくれた時点で家族には牽制になっている。昨年、虐待で担当していたケースがあった。包括に関わってもらった。ご家族さんと虐待に関わりがあったが、何かあれば包括へ報告していく。包括とのやりとりで困ったことはなかった。

(F) ケースについて、男性に発達障害があったかもしれないと記載されている。

福祉課に次男が相談にいった。その後この男性は病院へ行きましたか。発達障害は広範囲な障害がある。障害の内容がわかれば、対応が違ってくるかもしれないので、確認はしているのでしょうか。

(事務局) 受診はしていません。

(G) 対応が継続になっているのでしっかりしておいたほうが、対応が変わるかと思います。

(会長) 高齢者の保護と養護者の支援も大切になってくる。養護者支援まで計画を

立っているのであれば、その後のフォロー、モニタリングまで協議していただきたい。

(H) 特徴として、虐待者は60歳前後。虐待される方は80代前後。

年に2回は小学校、中学校の学校の先生方と話合う機会がある。

その中で同校はいじめがありませんと言葉がでてくる。実はいじめがエスカレートすると虐待になるよという話がでてきた。そういうように捉えてよろしいでしょうか。

(会長) 子供のいじめとは、ちょっと違うかもしれません。介護に関わる人ですと不適切な介護ということがありまして、不適切な介護が虐待につながると言われている。そういうことでいいですか。

(I) 今でている事象は、親が80歳位になり子供が50歳位になり、こういう事が発生している。今、どうこう言うとしてもその前から因果関係があるのか。その前から、何かしていくことがあるのではないかと。

我々は、普段、見守り活動をしている。主には65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯70歳以上、その次にこのようなケースの見守りとなる。今後このような問題が増えてくることが考えられる。事象がおきてから、対応するのは遅い。やれることは、ないのでしょうか。

(会長) 虐待の通報がある前に、このような傾向があるのなら予防的な対応が、できるのではないかと。

(J) 前の段階から防ぐことはできないのか。

(K) 個人的な意見ですが、家族関係が以前と変わってきている。子供がいても兄弟間との関係、親戚との付き合いが無くなってきている。どの世代から教育していくのがいいのかわからないですけど、家族関係は大事である。

(会長) 関係性が大きい。家族に介護を委ねていますが、家族関係がうまくいかなかった時に虐待になっている、もしくは虐待が進行しているのであれば、家族だけに頼るだけではなく、周りの力を借りる必要もある。

介護の世話の放棄放任があるのですが、要介護5で認知症もあってデイサービスの利用が週2回しかない。在宅での高齢者の安全な生活が守られているかどうか、非常に課題・問題が考えられる。

家族が対応のキーとなっている。この段階で包括や行政が介入することも難しいと感じる。

不適切な介護になる前に、予防的な対応が考えられないかと言う貴重な御意見をいただきました。

(L) 先程、指摘があったように、虐待者の雇用が非正規であったり、アルバイトであったりと、経済的に苦しい方が多いのではないかと感じました。うちの施設は個室のユニット型の施設になるので、利用料金が高額に感じられる方

が多いと思います。

相談に来られる方も費用額の話をする躊躇する方もいる。負担限度額の提案はしていきますが、金銭面に関してそう踏み込むこともできない。虐待者についても被虐待者についても、金銭面のアドバイスをどこにしていいいのか分からない。

- (M) 先程、介護者について兄弟の協力が得られないとか、家族間の関係が悪いという報告があった。相談相手がいないことも、あげられていました。そういう意味では、相談先の窓口をいろいろな方法を使って、市民の方へ伝えていくことが必要である。例えば、行政に相談に来た場合に何が一番困っているのか、それが福祉サービスで補えることもあるかもしれません。虐待につながる要素を排除していける、相談につなげられることもあるので、相談窓口の周知をしていく。啓発活動も必要。こういうことをするのは駄目だよ、本人はこれぐらいのことは虐待ではないと思っているかもしれない。啓発活動はしていかないとならない。

- (会長) 養護者の相談先を充実させていく必要がある

金銭面の相談も身近なところであればいい。予防的な活動は、啓発活動を進めていく必要がある。

② 平成 30 年度障害者虐待及び差別対応状況について

- ・ 障害者虐待通報・対応一覧

対応状況についての質問・感想

- (F) ケースについて母子家庭の状況が続く。経済的に困難がある場合、余裕があれば、母親の気持ちが安定する。お母さんにフードバンクの利用、生活保護の紹介をしているのか教えてください。

- (事務局) お母さんとお話はしました。経済的に不安はありますが、相談までは伺っていませんでした。毎日、お仕事もしています。お母さんとしては、経済的な相談はなかったので、具体的に生活保護やフードバンクの紹介はしていません。

前回は報告しましたが、息子については支援を少し増やした。生活介護、通所施設の状況を確認しました。

- (会長) 虐待防止をしていくなかで、経済面で養護者であるお母さんへの支援をお願いしたい。

- (G) 一覧を見させてもらって、知的障害ばかりであった。実際、在宅で知的の方をみているケースが多い。家にヘルパーを入れる家庭は虐待がおこりにくい。在宅でいれるということは、第三者の目が入る家庭であるということがわかった。確かにお母さんも本人も一生懸命にやっている。ある意

味、在宅でいれば障害者の虐待を防げる、第三者の目が入るとするのは、いい状況であると思った。

(会長) 知的障害の場合、高齢者の虐待で認知症の方が多いように本人の代弁が難しい。第三者の目が入ることが大事であるという、貴重な御意見でした。

・ 島田市の障害者虐待の実数について
事務局より報告

・ 島田市障害者差別解消相談
事務局より報告

③ 啓発活動について

<高齢者虐待防止>

高齢者虐待防止研修会

<障害者虐待防止>

障害者虐待防止講演会

啓発活動についての質問・感想

(A) 高齢者のほうで養護者に対する啓発活動は、行っていますか。施設への啓発も大事ですが、個人や家庭、養護者の孤立しやすい方への啓発はいかがでしょうか。

障害のほうで、差別解消がまだ広まっていない。こちらも啓発活動はどのようにお考えでしょうか。

(事務局) 現在、行っていないのが現状。今後計画していかないとならない。

(B) 今日の事例を見ても必要かと思いました。

(事務局) 集団的にやると言っても、なかなか参加してもらえない。今回の事例は、1事例1事例個別介入が必要な事例だと思っている。

(C) 難しいとは思いますが、何かできるといいと思う。

(事務局) 普及啓発は必要。色々な場所でどういう案件があった、どういう人たちが虐待を起こしやすいのかを、周知していきたいと思っている。

(事務局) 障害者、虐待防止講演会のなかでは、ひどい虐待ではなくて子供扱いも差別になりますよ、虐待の軽いことも値する。こういうのも虐待という事例もある。差別という話ではないが、小さいところから予防していきましようという講師の話もあった。

自立支援協議会において、差別、不適切な事例の積み上げをしている。こういうのも差別であると言うように、相談者の目を育てて、事業所と話を

している。普及していると思っている。

(会長) 是非、福祉関係担当以外の職員、企業でも普及啓発の対象として差別の理解を深めてもらえたらいいなあと思います。

- ④ 権利擁護支援・成年後見制度利用支援事業
事務局より報告